



事 務 連 絡
平成25年4月19日

管内市町教育委員会人事事務主管課長 様

東部教育事務所長

公立義務教育諸学校非常勤講師の勤務条件等について

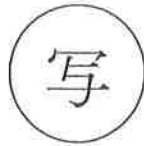
このことについて、別添写しのとおり市町村支援部小中学校人事課長から通知がありました。

ついては、貴職下職員に内容を周知し、適切な対応をお願いします。

担当：東部教育事務所

人事学事担当 獨古

電話：048-737-2117



教 小 第 6 1 6 号

平成 2 5 年 3 月 2 8 日

各教育事務所長 様

市町村支援部小中学校人事課長

公立義務教育諸学校非常勤講師の勤務条件等について（通知）

平成 2 5 年度に埼玉県教育委員会が市町村教育委員会に派遣する非常勤職員として任用し、市町村立小・中学校に勤務する非常勤講師の勤務条件等について、別添説明資料を送付します。

つきましては、下記により取扱いをお願いします。

記

1 勤務条件等の明示

平成 2 5 年度に任用する非常勤講師に別添「公立義務教育諸学校非常勤講師の勤務条件等について」を交付し、説明をお願いします。

なお、この取扱いについては、労働基準法第 1 5 条の規定に基づくことから遺漏のないよう対応をお願いします。

2 その他

説明資料は必要部数を印刷し、交付してください。

担 当 小中学校人事課

教員人事・学事担当

TEL 048-830-6937

公立義務教育諸学校非常勤講師の勤務条件等について

埼玉県教育委員会が市町村教育委員会に派遣する非常勤職員として任用し、市町村立小・中学校に配置する非常勤講師の勤務条件等は次のとおりです。

1 任用期間及び勤務時間（夏季休業等の長期休業期間は任用期間ではありません。）

(1) 初任者研修非常勤講師

ア 小・中学校の指導教員に係る非常勤講師

1日6時間、年間70日

イ 初任者の機関研修に係る非常勤講師

1日7時間、年間13日

(2) 長期研修代替非常勤講師

週25時間、本務者の研修期間内

(3) 妊娠教員体育代替非常勤講師

ア 小学校の場合：週10時間（妊娠教員2人）、週15時間（妊娠教員3人）

4週間以上の妊娠重複期間内

イ 中学校の場合：週13時間、妊娠判明時から産前休暇に入るまでの期間

(4) 免許外教科担任非常勤講師

1日4時間以内、年間70日（派遣校の実情により、時間数増や日数増の場合有り）

(5) 少人数指導非常勤講師

1日5時間、週5日、年間35週

(6) 学級運営等の改善のための非常勤講師

1日3時間、週5日、年間12週（年間16週まで延長する場合有り）

又は、1日4時間、週5日、年間9週（年間12週まで延長する場合有り）

(7) 小1問題対応非常勤講師

週29時間以下、年間420時間

※4月から10月までの前期集中を基本とします。ただし、段階的に縮小しながら、

12月中旬まで配置する発令もあります。

※「年間」とは、一の年度（4月1日から翌年3月31日までの期間）内のこと

2 勤務場所

各教育事務所管内の市町村立小・中学校

3 職務

非常勤講師は、授業その他必要な業務（授業日に行う教材研究等）を担当します。

4 任用等

- (1) 県教育委員会に非常勤職員として任用され、市町村教育委員会に派遣されます。
- (2) 市町村教育委員会からは勤務場所となる学校の非常勤講師に任命されます。
- (3) 人事異動通知書（辞令）は、県教育委員会の辞令と市町村教育委員会の辞令の2通が交付されます。

5 服 務

非常勤講師の服務監督は、市町村教育委員会が行います。

6 勤務日及び勤務時間の割振り

1週間の勤務日数及び勤務時間数は、県教育委員会の辞令によります。具体的な週の勤務日（曜日）及び勤務時間の割振りは、勤務場所の学校の校長が別途指定します。

なお、学校運営上の都合により勤務日の割振りを変更となる場合があります。

7 年次休暇

任用される時期及び1年間の所定勤務日数に応じて一定の日数が付与されます。

年次休暇は1日を単位としますが、特に必要があると認められる場合は、1時間単位の年次休暇を受けることができます。

8 報酬及び費用弁償

- (1) 報酬は以下の方法により計算します。

「報酬の時間単価」×「1日の勤務時間数」×「当月の勤務日数」

- (2) 通勤方法・距離等に応じて通勤費用に相当する額（費用弁償）が支給されます。
- (3) 報酬及び費用弁償は、原則として、当月分を翌月に支給します。
- (4) 報酬の時間単価は、非常勤講師の種類及び所有する免許状の種別により定額が決まっています。

なお、本年度の報酬の時間単価等は別表のとおりです。

9 退 職

- (1) 非常勤講師は、任用期間の満了により退職となります。
- (2) 次のような場合は、任用期間中であっても退職となる場合があります。

ア 勤務成績が良好でない場合

イ 心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合

ウ 上記ア、イに規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合

エ 職制の改廃又は予算の減少により、廃職又は過員を生じた場合

オ 刑事事件に関し、起訴された場合

カ 研修等対象者（本務者）が長期にわたり研修の受講等が不可能となった場合

キ 本務者の休暇期間等が変更となった場合

10 社会保険の適用

非常勤講師は、原則として国民健康保険、国民年金に加入します。（健康保険、厚生年金保険には加入しません。）

なお、国民健康保険、国民年金への加入手続き等は御自分で行ってください。

11 介護保険について

国民健康保険、国民年金と同様、介護保険の手続きは御自分で行ってください。

※介護保険は、40歳以上の方が対象となります。

12 労働者災害補償保険（労災保険）の適用

公務上又は通勤による災害を受けた場合には、労働者災害補償保険法に基づき補償が行われます。

この保険への加入手続き等は各教育事務所で行います。また、保険料は県で負担します。

13 雇用保険について

雇用保険法の規定に該当する者は、雇用保険に加入します。

この保険への加入手続き等は各教育事務所で行います。また、保険料については、県及び被保険者の双方が負担することとなります。

14 所得税の確定申告

毎年1月末までに源泉徴収票をお渡ししますので、所得税の確定申告を行ってください。

別表

公立義務教育諸学校非常勤講師に係る報酬の時間単価

（平成25年4月1日現在）

非常勤講師の種類	普通免許状所有者	臨時免許状所有者
初任者研修非常勤講師	2,800円	2,200円
長期研修代替非常勤講師	2,800円	2,200円
妊娠教員体育代替非常勤講師	2,800円	2,200円
免許外教科担任非常勤講師	2,800円	—
少人数指導非常勤講師	2,800円	—
学級運営等の改善のための非常勤講師	2,800円	2,200円
小1問題対応非常勤講師	2,800円	2,200円